

アンゴラ国際平和協力業務の実施の結果

平成 4 年 10 月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

アンゴラ国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

1975年の独立以来紛争が続いていたアンゴラ人民共和国においては、昨年5月和平合意が成立し、本年9月29日及び30日に国の議会の議員及び大統領の選挙が実施された。この選挙については、第2次国際連合アンゴラ監視団（以下「UNAVEMII」という。）により行われる国際連合平和維持活動により、公正に実施されるよう監視が行われた。国際連合から我が国に対し、このための要員の派遣について要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）に規定する各要件が満たされていた。我が国としては、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、この要請に応分の貢献を行うこととした。このため、本年9月8日、「アンゴラ国際平和協力業務の実施について」及び「アンゴラ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成4年政令第294号）」の閣議決定を行い、同月11日にアンゴラ国際平和協力隊を設置し、同日付けでアンゴラ国際平和協力隊の隊員として、国家公務員1名、地方公務員1名及び民間人（大学院生）1名の採用等を行った。

アンゴラ国際平和協力隊は、国際平和協力本部による研修等を経て、9月16日、本邦を出発し、同月18日、アンゴラに到着し、同日から10月5日までの間、UNAVEMIIの選挙監視要員の一員として国際平和協力業務に従事し、同日、アンゴラを出発し、10月7日帰国した。

2 アンゴラ国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 国際平和協力業務の概要

UNAVEMIIによる選挙監視業務は、全国に設けられた約5,400の投票所を約400名（うち約100名は、我が国を含む国際連合加盟国から派遣されている。）の選挙監視要員が2人1組で巡回監視するという方法で行われた。独立の過程で国際連合ナミビア独立支援グループ（UNTAG）が深く関与して行ったナミビアにおける選挙監視業務と異なり、今回のアンゴラにおける選挙監視業務は、独立国における選挙であり、UNAVEMIIの姿勢は、あくまでも監視に徹したものであった。

我が国が派遣した隊員は、上記約400名の選挙監視要員の一人として、他国の選挙監視要員と2人1組になって担当地域の複数の投票所を4輪駆動車で巡回監視するという形で国際平和協力業務に従事した。具体的には、UNAVEMII作成のチェックリストに基づいて、二重投票や選挙妨害の有無等を確認し、投票等の状況を監視するというものであった。我が国が派遣した3名の隊員は、1名が首都近辺のカクアコ（ルアンダ州）、2名が地方都市のガンダ（ベンゲラ州）及びトンプア（ナミベ州）に配置された。

(2) 投票等の状況

9月29日及び30日に行われた投票は、若干の技術的な問題を除き、全体として円滑かつ平穏に行われたといえよう。初めての選挙であったこともあり、一部には、投票開始予定時間に投票箱、投票用紙等の搬入が間に合わず、投票者が何時間も説明のないまま炎天下に待

たされ、投票所に乱入する、あるいは、投票の最中に投票者が投票所入口に詰めかけ、一時投票が中断するというような混乱が見られた所もあった。しかしながら、これらは、あくまで技術的な問題による混乱であり、政治的な混乱ではなかった。アンゴラ国家選挙管理委員会の運営により、アンゴラ各党代表及びUNAVEMIIの選挙監視要員の監視の下で、極めて平穩、整然と投票が行われた所が大部分であった。

(3) 選挙結果等

アンゴラ国家選挙管理委員会により10月17日に発表された選挙の最終開票結果によれば、選挙人登録数は約483万人で、主要な大統領候補並びに2大政党であるアンゴラ解放人民運動（以下「MPLA」という。）及びアンゴラ全面独立民族同盟（以下「UNITA」という。）の得票状況等は、以下のとおりである。

大統領選挙（投票率91.15%）

ドス・サントス候補（MPLA）	約195万票	49.57%
サビンビ候補（UNITA）	約158万票	40.07%

議会選挙（投票率91.35%）

MPLA	約212万票	53.74%
UNITA	約135万票	34.10%

アンゴラ国家選挙管理委員会及びUNAVEMIIは、開票結果を再検討した結果、若干の不規則なことがあったことは認めたが、それが選挙全体に影響を及ぼすものとは認められず、不正はなかったとし、選挙は公正かつ自由に行われた旨発表した。

選挙法によれば、大統領選挙については、有効投票の半数以上を獲

得した候補者が1人もいなかった場合は、開票結果公表日後30日以内に第2次選挙が実施されることとされている。

(参考1)

UNAVEMIIの概要

(6月24日付け国際連合事務総長報告等に基づく。)



